次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
一　空中線電力二〇〇ワット以下のアマチュア局の無線設備であつて、当該無線設備が適合表示無線設備のみで構成されているもの 二　空中線電力二〇〇ワット以下のアマチュア局の無線設備であつて、当該無線設備の設置場所の変更の際、総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従つて行つた法第三章の技術基準に適合しているとの保証を受けたもの	一　空中線電力二〇〇ワット以下のアマチュア局の無線設備であつて、当該無線設備の設置場所の変更の際、総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従つて行つた法第三章の技術基準に適合しているとの保証を受けたもの

○総務省告示第四十五号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第二十一条第一項第六号の規定に基づき、平成五年郵政省告示第五百五十三号（無線従事者養成課程の実施要領を定める件）の一部を次のように改正し、平成三十年三月一日から施行する。

平成三十年二月一日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

別表第三号　法規

改正後	改正前
養成課程別の授業の要否及び程度(注)	養成課程別の授業の要否及び程度(注)
第四級アマチュア無線技士	第四級アマチュア無線技士
第三級アマチュア無線技士	第三級アマチュア無線技士
第二級アマチュア無線技士	第二級アマチュア無線技士
国内電信級陸上特殊無線技士	国内電信級陸上特殊無線技士
第三級陸上特殊無線技士	第三級陸上特殊無線技士
第二級陸上特殊無線技士	第二級陸上特殊無線技士
第一級陸上特殊無線技士	第一級陸上特殊無線技士
航空無線通信士	航空無線通信士
航空特殊無線技士	航空特殊無線技士
レーダー級海上特殊無線技士	レーダー級海上特殊無線技士
第三級海上特殊無線技士	第三級海上特殊無線技士
第二級海上特殊無線技士	第二級海上特殊無線技士
第一級海上特殊無線技士	第一級海上特殊無線技士
第四級海上無線通信士	第四級海上無線通信士
第三級海上無線通信士	第三級海上無線通信士
授業科目及び内容の分類	授業科目及び内容の分類
授業科目	授業科目
授業内容	授業内容
授業内容の要旨	授業内容の要旨
授業内容の詳細	授業内容の詳細
［略］	［同左］
業務書類	業務書類
免許状	免許状（証票）
備付け又は掲示の義務	備付け及び掲示の義務
訂正、再交付又は返納	訂正、再交付又は返納
［略］	［同左］
電波法令	電波法令
［略］	［同左］
［略］	［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［注　略］　　［注　同左］